

あるある便利帳
～それぞれのステージに応じた保護者からの
小さな疑問にお答えします！～



八代圏域障がい者支援協議会こども部会作成（R7.1月）

就園について



Q1 知的障がい・身体障がい・その両方の障がいを持つこどもを受け入れてくれる保育園等がありますか？

A1 保育園・認定こども園で障がいをお持ちのお子様を受け入れている園は複数あります。
まずは、入園を希望される保育園・幼稚園・認定こども園等を見学され、お子様の状況をお伝えください。
○「子育て応援ハンドブック」
○八代市「やつしろあったかねっと 結婚・妊娠・出産・子育て総合サイト」
<https://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>
○八代市教育委員会学校教育課（電話：0965-33-6133）

📍 施設で探す

Q2 うちの子は医療的なケアが必要だけれど、保育園に入れますか？

A2 医療的ケアが必要なお子様の保育園等への入園については、まず 八代市こども未来課にご相談ください。
○八代市こども未来課（電話：0965-33-8721）
○八代市「医療的ケア児のガイドブック・ガイドラインを作成しました」
<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00321685/index.html>

発達・専門の医療機関について



Q3 こどもの成長・発達・発音等が気になる時はどこに相談すればよいですか？

A3 就学前のお子様は、八代市健康推進課、八代市鏡保健センター、児童発達支援センターにご相談ください。
就学後のお子様は、児童発達支援センターなどの専門機関等へ相談できることもあります。
○八代市健康推進課（電話：0965-33-5116）
○八代市鏡保健センター（電話：0965-52-5277）
○児童発達支援センターのぞみ（電話：080-1782-3664）

Q4 耳の聞こえが心配なとき、どこか相談するところがありますか？

A4 相談機関や聴力検査ができる医療機関をご紹介します。八代市健康推進課にご連絡ください。
○八代市健康推進課（電話：0965-33-5116）
○八代市鏡保健センター（電話：0965-52-5277）

Q5 医療機関に受診（通院）しているが、年齢に伴い転院が必要ですか？
医療機関によっては、小学校高学年あたりから他医療機関や精神科への受診の声掛けがありますが、どうしたらよいですか？

A5 医療機関によって対象年齢が異なります。通院している医療機関へおたずねください。
○（参考）熊本県「発達障がい受診ハンドブック」～発達障がいについて診療できる医療機関～
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1982.html>

療育について



Q6 療育の利用を勧められたとき、どこに相談したらいいですか？

A6 就学前のお子様は、八代市健康推進課、八代市鏡保健センター、児童発達支援センターまたは障がい者支援課にご相談ください。
就学後のお子様は、八代市教育委員会学校教育課、児童発達支援センターまたは障がい者支援課にご相談ください。
○八代市障がい者支援課（電話：0965-35-0294）
○八代市健康推進課（電話：0965-33-5116）
○八代市鏡保健センター（電話：0965-52-5277）
○児童発達支援センターのぞみ（電話：080-1782-36）
○八代市教育委員会学校教育課（電話：0965-33-6133）

Q7 発音が気になります。どこに相談したらいいですか？

A7 八代市医師会立病院で、言語訓練を受けられる場合があります。
必要書類や手続きが必要なため、就学前のお子様は、八代市健康推進課、八代市鏡保健センターまたは児童発達支援センターのぞみにご相談ください。就学後のお子様は、児童発達支援センターのぞみにご相談ください。
○八代市健康推進課（電話：0965-33-5116）
○八代市鏡保健センター（電話：0965-52-5277）
○児童発達支援センターのぞみ（電話：080-1782-3664）

Q8 療育開始したのですが、いつまで利用すればいいですか？

A8 本人やご家族の困りや不安がなく、お子様を取り巻く関係機関と話し合っ福祉サービスの必要性を検討し、終了を決めることが多いです。
利用している児童発達支援事業所の職員及び相談員と一緒に話し合いながら進めて下さい。

学びの場について

Q9 通常の学級以外にどんな学びの場がありますか？



A9 地域の小・中学校には、通常の学級以外に「特別支援学級」が設置されているところがあります。通常の学級と特別支援学級は在籍が別となります。特別支援学級は、その学級での学習に加えて、個々の発達によって「交流及び共同学習」として通常の学級で授業を受けることもあります。また通常学級に在籍し、児童生徒の教育ニーズに応じて、週に決められた時間に自立活動を行う「通級指導教室」が設置されている学校もあります。
※「自立活動」：障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする学習（熊本県教育委員会「就学指導の手引き」より）

Q10 「特別支援学校」と「特別支援学級」の違いを教えてください

A10 特別支援学校は対象の障がい種別（知的障害・肢体不自由・盲・聾・病弱）によって設立されており、対象児童生徒については学校教育法施行令第22条の3で決められています。特別支援学級は原則として、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うほか、「自立活動を行います。（熊本県教育委員会「就学指導の手引き」より）特別支援学級については地域の小・中学校に設置されており、対象児童生徒については文部科学省で決められています。例えば知的障害の場合は、「日常生活を営むのに頻繁に援助が必要な場合」は特別支援学校、「一部援助が必要な場合」は特別支援学級を学びの場として選択することができます。

Q11 通級指導教室ってどんな教室ですか？

A11 八代市には、R6.4月現在、代陽小（言語障害・情緒障害）、太田郷小（LD・ADHD等）、松高小（LD・ADHD等）、麦島小（言語障害）、千丁小（LD/ADHD等）、第一中（情緒障害）、第二中（LD・ADHD等）の6教室が設置されており、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導（自立活動）を行います。千丁小及び麦島小では担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」を実施しています。現時点での千丁小の巡回範囲は千丁中・鏡中校区の小学校で、麦島小の巡回範囲は第三中校区の小中学校です。自校に通級指導教室が無い場合は、他校を利用することもできます。ただし、保護者による送迎になります。
○八代市教育委員会学校教育課（電話：0965-33-6133）

Q12 高校で特別支援学級のような支援が受けられるところはありますか？また高校にも特別支援学級はありますか？

A12 県立高校に特別支援学級はありませんが、「通級による指導」は県内の8つの学校で行われています。対象は、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある生徒です。コミュニケーションやストレスマネジメント等、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容を設定し、個別指導やグループ形式等、生徒の状況に応じた形式で指導をしています。
○八代市教育委員会学校教育課（電話：0965-33-6133）

Q13 特別支援学級・特別支援学校に入級・入学したら、9年間を通して同じ学級や学校で授業を受けますか？途中で変わることはできますか？

A13 教育的ニーズは成長や状況によって変化するものです。発達段階に応じて検討し、途中で転籍することは可能です。ただし、教育支援委員会（教育委員会が設置）での審議が必要です。特別支援学校についても同じです。

Q14 特別支援学級・特別支援学校に入級・入学したら、普通高校に受験できますか？

A14 特別支援学級に入級したからといって普通高校を受験できないわけではありません。しかし、下学年の内容を学習していたり、知的障害特別支援学校の教育課程を取り入れたりしている場合は、入試問題の試験範囲に受験時に対応できないことが考えられます。また、前述の理由から入学後の学習に困難さを感じる場合もありますので進学先を慎重に検討する必要があります。特別支援学校小学部・中学部も同じです。

Q15 特別支援学校・特別支援学級や通級指導教室での学びの場を検討しています。どこに相談すればいいですか？

A15 就園前・就学前であれば八代市教育委員会学校教育課へ、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の在籍児童生徒であれば、まずは在籍校・園へご相談ください。実際療育を受けておられる場合、相談員や療育事業所にも相談できます。その後、学校教育課につなげることができます。
○八代市教育委員会学校教育課（電話：0965-33-6133）

特別支援学校について



Q16 特別支援学校の情報がわかるものがありますか？

A16 各学校のホームページに紹介してあります。ご覧ください。

詳しい情報が必要な場合は、直接各学校の特別支援コーディネーターに連絡をして情報提供を受けることもできます。

Q17 特別支援学校高等部を受検できる条件はありますか？

A17 その学校が対象としている障がい種により違いがあります。

詳しくは学校にお問い合わせください。また、すべての学校が受検前の教育相談を必須としています。

Q18 特別支援学校の高等部(普通科一般)と専門学科の違いは何ですか？

A18 選抜・選考の基準:

高等支援学校の専門学科は「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障害のある者」が対象です。

一般学級は学校教育法施行令第22条の3に示す「他人との意思疎通が困難で日常生活を行うのに頻りに援助が必要な程度であり、社会生活への適応が著しく困難な者」が対象です。

専門学科の場合は、上記の他、「日常生活での行動が一人でできる者」「公共交通機関等の利用が可能なる者」等の条件を募集要項に記載している場合もあります。各学校のホームページをご覧になり、学校への見学をおすすめします。

(学ぶ内容については、各学校ホームページまたは学校へお問い合わせください。)

Q19 特別支援学校高等部入学時、どの程度のお金が必要ですか？

A19 授業料、入学金の徴収はありません。

学校により多少の金額の違いがありますが、制服(標準服)、体操服、作業服(実習服)、教科書等で7~10万円程度必要です。

このほかに学校徴収金(PTA会費、学年費など)ものもあります。

その他、お父さんが特別支援学校や特別支援学級などに通っている場合に、学校で使う勉強道具から通学費、給食費などに必要な費用の一部を、国や地方自治体が補う「特別支援教育就学奨励費」という制度もあります。特別支援学校(県立学校)に通っているお子さんに対しての手続きについては、県、市町村立の小中学校に通っているお子さんについては市町村が手続きを行っております。

詳しくは学校にお問い合わせください。

○熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/124/170435.html>

Q20 特別支援学校高等部および高等支援学校在学中に原付の免許の取得は可能ですか？

A20 各学校のホームページの高等部の「生徒規則または、生徒心得」に原付・普通自動車免許取得についての記載があります。

学校により異なります。そちらをご覧ください。

Q21 特別支援学校高等部および高等支援学校卒業後、大学・短期大学への受験は可能ですか？

A21 文部科学省の入学資格によると、「特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者(法第90条第1項)」という記載がありますので可能です。

この他に各学校に受検・入学条件や設備・環境面、人的サポートなど事前に確認が必要です。

その他(学校に関すること)



Q22 相談できる窓口はありますか？

A22 八代市教育委員会学校教育課及び八代市教育サポートセンターでご相談を受け付けています。

また、小中学校・特別支援学校には、特別支援教育コーディネーターが配置されておりますので、直接学校へ連絡し相談することも可能です。

○八代市教育委員会学校教育課(電話:0965-33-6133)

○八代市教育サポートセンター(電話:0965-33-6142)

福祉サービスについて

Q23 就労継続支援A型・B型の対象について教えてください。

A23

就労継続支援A型事業所：企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

就労継続支援B型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

詳しくは、担当の相談支援専門員、または、八代市障がい者支援課にご相談ください。

OWAMNET

「就労継続支援A型（雇用型）」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-21.html>

「就労継続支援B型（非雇用型）」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/c078-p02-02-Shogai-22.html>

〇八代市「八代圏域障がい者就労支援マップを作成しました」

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319443/index.html>

〇八代市障がい者支援課（電話：0965-35-0294）

Q24 特別支援学校中学部卒業後、高等部には進学していませんが、どのような福祉サービスが受けられますか？

A24

15歳以上のお子様で、児童相談所が18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスの利用が適当と認められた場合、一部の障害福祉サービスを利用できる場合があります。

詳しくは担当の相談支援専門員、または八代市障がい者支援課にご相談ください。

〇八代市障がい者支援課（電話：0965-35-0294）

Q25 障害児タイムケアと放課後等デイサービスの違いについて教えてください。

A25

障害児タイムケアは、障がい者手帳をお持ちの方のお預かり、放課後等デイサービスは、社会訓練を目的として個々の目標を設定しながら関わっていく療育訓練の場所です。

【障がい児タイムケア】

概要：日中において児の世話をする方がいない等により、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児について日中の預かり及び日常的な支援を行います。

対象者：小学校1年生から高校3年生までの障がい者手帳をお持ちの方

【障害児通所支援（放課後等デイサービス）】

概要：障がい児等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを通所等により支援します。

放課後等デイサービスでは、就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続して行います。

対象者：障がい者手帳をお持ちの児、児童相談所や医師等により療育訓練の必要性が認められた児 など

詳しくは担当の相談支援専門員、または八代市障がい者支援課（0965-35-0294）にご相談ください。

〇『（令和5年度版）八代市障がい福祉ガイドブック』、八代市障がい者支援課、p15・16（日中一時支援事業（障がい児タイムケア）・障害児通所支援）

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

〇八代市「日中一時支援事業（障害児タイムケア事業・日中短期入所）」について、

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319707/index.html>

〇八代市障がい者支援課（電話：0965-35-0294）

Q26 障がい児入所施設って何をするとこですか？

A26

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

福祉型と医療型があります。

（福祉型）食事、排せつ、入浴等の介護や日常生活上の相談支援、助言等を行っています。

（医療型）疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護等を行っています。

詳しくは八代市障がい福祉ガイドブックをご参照ください。

〇『（令和5年度版）八代市障がい福祉ガイドブック』、八代市障がい者支援課、p16（障害児通所支援・障害児入所支援（福祉型・医療型））

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

Q27 小学生も受け入れてくれる障害福祉サービスにおける短期入所事業所はありますか？

A27

小学生の短期入所については、それぞれの受け入れ事業所のその時の判断になるため、まずは事業所に連絡をお願いします。

〇『（令和5年度版）八代市障がい福祉ガイドブック』、八代市障がい者支援課、p46（短期入所事業所）

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

〇熊本県「障害福祉サービス等事業者一覧」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/50669.html>

仕事について



Q28 就職後の生活において、どのような場所での生活が想定されますか？

A28 今までのようにご自宅等で家族と一緒に生活するスタイルもありますが、グループホームなどで共同生活をする場合や、会社の寮やアパート等で一人暮らしをする場合もあります。

特別児童扶養手当について

Q29 特別児童扶養手当について、具体的に教えてほしいです。療育機関に通っていたら特別児童扶養手当をもらえますか？

A29

政令で定める程度以上の知的、精神又は身体障がい等がある20歳未満の児童に手当を支給します。

手当額は1級55,350円、2級36,860円(R6.4~)。支給月は4月、8月、11月で、前月までの4か月分を支給します。

・認定

認定は申請者から提出された診断書等をもとに審査・認定します。

ただし、診断書は以下の場合には省略することができます。

- ①交付から1年以内の等級が1~2級である身体障害者手帳を保持し、別表第3の各号に記載されている障害の状態となっている者。
- ②交付から1年以内の等級がA1~A2である療育手帳を保持している者。
0歳児の場合で、各種検査が未実施であったり、成長を待って手術を行う予定がある場合など、障害の状態が固定していない時点での認定は難しいことがあります。

・受給資格がない者

- ①児童が父母等に監護されていないとき(施設入所等)
- ②対象障害児もしくは受給者が日本国内に住所を有しないとき
- ③対象障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき(ただし、特児手当受給者が年金受給者であっても、手当には影響しない)

・所得制限

手当受給者・その配偶者・受給者と生計同一関係にある扶養義務者が、政令で定める額以上の所得であるとき、手当を支給しません。

※療育機関に通っているからもらえるとは限らず、児童の障害の状態等を総合的に勘案し認定します。

○『(令和5年度版)八代市障がい福祉ガイドブック』、八代市障がい者支援課、p19(特別児童扶養手当)

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

○八代市「特別児童扶養手当」

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00321393/index.html>

手帳について

Q30 療育手帳は、いつ取得しておくといいですか？

A30 ご本人・ご家族が取得したいと思われた時がきっかけです。取得時期に明確な期限等はありません。

Q31 療育手帳を取得するメリットは何ですか？

A31

各種制度の利用や福祉サービスを受ける際に必要になる場合があります。

詳細は障がい者支援課発行の『障がい福祉ガイドブック』を参照してください。

○『(令和5年度版)八代市障がい福祉ガイドブック』

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

その他

Q32 親の会は、どんなものがありますか？

A32

親の会には、多くの団体があります。その中の一部をご紹介します。

	連絡先	備考
八代手をつなぐ育成会 事務局	連絡先：0965-32-2550(事務局長 中原様) E-mail:teotunaguyo@outlook.jp	・受付 9:00～18:00
日本ダウン症協会 熊本支部	連絡先：080-3370-5810 E-mail:jimukyoku@jds-kumamoto.net	・熊本市を中心に活動を行っていますが、 八代市からの会員さんも在籍されています。 ・お問合せはメールであればあります。 ・ホームページ「日本ダウン症協会 熊本支部」
熊本県自閉スペクトラム症協会	https://www.autism-kumamoto.org/	
全国重症心身障害児(者)を守る 会 熊本県支部	連絡先：096-351-8599 (熊本県総合福祉センターに連絡すると 会長の連絡先をお伝えされます。)	・全県域を対象としており、八代支部はありません。 活動内容としては、親の勉強会や研修会などを行っています。 ・熊本県知的障害者施設家族会(きずなの会)、 肢体不自由児父母の会の4団体と連携した活動を行っています。 ・主に親としての相談をお受けしています。 ・ホームページ「全国重症心身障害児(者)を守る会 熊本県支部」
ピノキオの会	連絡先：0965-35-2190 「八代地域障がい児 親の会ネットワーク」事務局 植草様	・小学生～成人のダウン症や発達障がいの保護者を対象。 ・だいたい隔月1回の会曜日の19:30～サンライズ八代にて開催。 ・参加費は会場代として300円
わっはっはの会	連絡先：0965-35-2190 「八代地域障がい児 親の会ネットワーク」事務局 植草様	・子どもさんの年齢が20代～30代が多い、ダウン症、自閉症、ひきこもり等、親子、親のみ、子のみ様々な参加形態。 ・毎月第4火曜日の20:00～鐘村公民館にて開催。 ・参加費は会場費を参加者で割る形なので100円～200円ぐらい
おやのかい (団体名称は決まっていない)	連絡先：0965-35-2190 「八代地域障がい児 親の会ネットワーク」事務局 植草様	未就学～中学生の発達障がいの保護者を対象。不定期開催でSNSにて通知を行う。場所はヒロ助産院にて開催。参加費は無料
肢体不自由児父母の会		・全県域を対象としており、八代支部はありません。 事務局はNPO法人あゆみ(熊本市西区)で、メンバーもNPO法人あゆみの保護者が中心です。 ・ホームページ「肢体不自由児父母の会」
聴覚障害者・親の会		・全県域を対象としており、八代支部はありません。 八代市からの会員さんも在籍されています。 ・熊本聾学校・熊本県ひばり園でも、相談を受けています。 ・ホームページ「熊本県聴覚障害者(児)親の会」
波の会 熊本県支部		・てんかんをお持ちのお子様やおどとの親の会で、てんかんについての勉強会も主催しています。 ・ホームページ「波の会 熊本県支部」

Q33 災害への備えについて知りたいです。

A33

こども部会作成『支援が必要な子どものための災害の備えについて』等をご参照ください。

○八代市ホームページ「支援が必要な子どものための災害の備えについてのパンフレットを作成しました」

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319657/index.html>

Q34 困ったときにどこに相談したらいいのか調べるとたくさん出てきて分からないです。

A34

障がい者支援課発行の『障がい福祉ガイドブック』を参照してください。

☆障害福祉サービス全般について：八代市障がい者支援課(0965-35-0294)

☆児への関わり方・発達等について：児童発達支援センターのぞみ(080-1782-3664)

☆健康相談について(お子さん)：八代市健康推進課(0965-33-5116)

☆健康相談について(どなたでも)：八代市鏡保健センター(0965-52-5277)

☆保育園への就園について：八代市こども未来課(0965-33-8721)

☆学校への就学について：八代市学校教育課(0965-33-6133)

また「熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ(0965-62-8839)」では、発達障がいに関する相談や生活上のこと、就労に関することなどの相談を受けられます。

対象：主に熊本県南部地域(宇城、八代、天草、芦北、球磨)にお住まいの、発達障がい(自閉スペクトラム症、ADHD、SLD等)のある方、ご家族の方、支援されている方など

○『(令和5年度版)八代市障がい福祉ガイドブック』、八代市障がい者支援課、裏表紙(問合せ先)

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00322099/3_22099_121734_up_6vuxq3ec.pdf

○社会福祉法人 清流会 熊本県南部発達障がい者支援センター わるつ

<https://hikawagakuen.com/waroots/>

○八代市障がい福祉ガイドブック(障がい者支援課発行)

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0037995/3_7995_101939_up_w4pwzebi.pdf